

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年2月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600269号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600029号

第1 結論

昭和48年1月から昭和49年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月から昭和49年1月まで

昭和48年1月頃に父親が、A町(現在は、B市)の役場で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を同町の役場窓口で毎月納付していた。

私の就職が決まった昭和49年2月頃、父親が私に、国民年金保険料をもう納めなくて良いと言っていたのを記憶しているが、国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父親が、昭和48年1月頃にA町役場で請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間に係る国民年金保険料を同町の役場窓口で納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者が20歳に到達する直前である昭和47年2月から昭和49年1月までの期間に同町において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者の氏名は確認できない上、オンライン記録において氏名索引を行っても、同町において、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が所持する年金手帳によると、国民年金の記録欄に「被保険者となった日」は「昭和61年4月1日」と記載されているところ、当該記録は、オンライン記録及びB市の電子データにおける国民年金被保険者資格の取得年月日と一致している上、オンライン記録によると、当該記録に係る入力処理が同年6月23日に行われていることが確認できる。

さらに、請求者に係る住民票によると、請求者は平成元年3月にC市からB市へ転入しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号の記号である「*」は、C市を管轄するD社会保険事務所（当時）の課所符号であることが確認できる。

これらのことから、請求者に係る国民年金の加入手続は、昭和61年6月頃にC市において行われたものと推認できる。したがって、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である上、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡していることから、請求期間に係る保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、請求者の父親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600268号

厚生局事案番号 : 東北(脱)第1600002号

第1 結論

昭和25年7月2日から昭和34年5月2日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年7月2日から昭和34年5月2日まで

私は、請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間は、脱退手当金が支給された期間とされている。

しかし、請求期間の脱退手当金を請求したことも受給した覚えも無いので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、請求者の整理番号の前後各50人のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である昭和34年5月2日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給要件を満たす女性18人の支給記録を確認したところ、17人に脱退手当金の支給記録があり、うち14人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、支給決定日が請求者と同一である者が複数確認できることから、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、請求期間当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、A社を退職後に、厚生年金保険の加入歴が無い請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、脱退手当金の算定に必要な被保険者期間及び標準報酬月額を厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定したB社会保険出張所(当時)へ昭和34年6月6日に回答した旨

の記載が確認できる上、オンライン記録によると、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日から約2か月後の昭和34年7月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており承継事業所も不明のため、当該事業所における脱退手当金の請求手続等について確認することができない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。